

令和5年度「Sport in Life 推進プロジェクト」
(スポーツ人口拡大に向けた取組モデル創出事業)
審査基準 (100 満点)

<評価項目>

1. モデル事業の実施内容に関する評価

(12 点満点×6 + 4 点満点×1 = 76 点 ※ (7) を4 点満点とする)

※以下の (1) ~ (7) について、公募要領 2 (1) ①~⑦に対応している。

- (1) 「共通テーマ」の設定意図に合致した、スポーツ実施者の増加等の効果が期待できる取組であること。
- (2) 昨今の社会背景・動向を考慮した上で、今後も多くのスポーツ実施者の増加への寄与が期待できる取組となっていること。
- (3) 実施する事業の内容が、今後各地域・団体・企業等へ横展開することができる、事業を通じた成果・検証結果等が各地での新たな取組創出におけるヒントや実証事例となり得る取組であること。
- (4) 事業のターゲットに応じた運動・スポーツの効果や促進要因等が適切に分析され、事業の狙いが明確になっていること。
- (5) 心身の機能への効果や影響に着目し、それに適した方法や目的を定めた運動・スポーツ (目的を持った運動・スポーツ) を採り入れた取組であること。
- (6) 次年度以降、国費による支援が無くなったとしても継続・発展していくこと (事業の自走) が可能と見込まれる計画が記載されていること。
- (7) スポーツ実施率の向上のみならず、副次的な効果 (子育て支援、働き方改革、多世代交流の促進 等) についても期待できる取組であること。

2. モデル事業の実施体制に関する評価

(4 点満点×3 + 3 点満点×1 = 15 点 ※ (4) を3 点満点とする)

- (1) PT (プロジェクトチーム) が事業内容を適切に遂行するために必要な、人員・組織体制、実績、ノウハウ、ネットワーク等を有していること。
- (2) できるだけ多くの Sport in Life コンソーシアム加盟団体から PT (プロジェクトチーム) が構成されていること (代表団体の Sport in Life コンソーシアム加盟は必須)。
- (3) 代表団体が契約主体として適切な財政基盤、経理能力を有していること。
- (4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

次の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当の確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点
- ・認定段階3＝2点
- ・プラチナえるぼし認定＝3点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点
- ・トライくるみん認定＝1.5点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝1.5点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝1.5点
- ・プラチナくるみん認定＝3点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝2点

○スポーツエールカンパニー認定（スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定）

- ・スポーツエールカンパニー認定＝1点
- ・スポーツエールカンパニー+（プラス）認定＝2点
- ・Bronze（ブロンズ）認定＝2点
- ・Bronze+（ブロンズプラス）認定＝3点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

3. モデル事業の実施計画に関する評価（3点満点×3＝9点）

- （1） 妥当な経費が示されていること。
- （2） 妥当なスケジュールが示されていること。
- （3） 適切な検証方法が設計されていること。